

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和7年7月

鶴 居 村

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第 4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	15
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	17
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
第 7	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	24
第 8	その他	24

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の概要

鶴居村は、北海道釧路総合振興局管内のほぼ中央に位置しており、冷涼な気候と低位泥炭地等の立地条件のもとで、酪農を主体として大型化・近代化を進め生産性を向上させて今日の姿をつくりあげてきたが、土地基盤整備などの多大な投資による負債の重圧に加え、後継者不足、農畜産物貿易の自由化など内外経済の動向に左右されながら甚だ厳しい現状におかれている。

このような条件のもとで本村は、気象条件や草地面積、労働力、技術力などとの調和のとれた規模と合理的な生産方式を選択し、人と環境にやさしく、自然と共生した酪農の実現を基本に、需要の動向に配慮しながら安定的な生産をすすめると共に、家畜改良の促進や飼養管理技術の向上、経営管理面の充実強化、支援システムの充実などにより効率的で魅力ある酪農を確立しなければならない。

2 農業の現状と課題

鶴居村の酪農は、土地基盤整備等の積極的な諸施策により著しい発展をとげてきたが、多額の負債、後継者不足等を起因とした離農が相次ぎ、現在もなお後継者のいない高齢化農家についてその傾向にある。

こうした中で農地の遊休防止のため、農用地利用集積計画に基づいた農地の流動化を促進し、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図るべく、農業振興地域整備計画に即し、引き続き秩序ある土地利用の確保に努める。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

鶴居村の農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の向上と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を推進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、本村又は近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね480万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり2,000時間程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は（2）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始後の5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた本村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本村の令和12年度における農業法人数の目標数を17経営体（令和3年12月現在：15経営体）とし、農業の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

鶴居村の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（５）農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間機構（農地中間管理事業の促進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、本村より公表されるもの。

（６）多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や

直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の令和4年の新規就農者は2人であり、平成28年以来6年ぶりの状況となっているが、従来からの基幹産業である酪農の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア. 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本村においては年間1名の当該青年等の確保を目標とする。

イ. 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本村又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり年間2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間480万円）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得240万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本村又は近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
酪農 I 型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 38ha ・牧草(放牧) 2ha ・その他 1ha 経営面積計 41ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 40頭 ・育成牛 20頭 常時飼養頭数 60頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(430㎡) 1棟 ・育成舎(130㎡) 1棟 ・バルククーラー(3t) 1台 ・バンカーサイロ(500t) 1基 ・堆肥盤(250㎡) 1基 ・尿溜(210m ³) 1基 ・パドック(400㎡) 1式 ・温水器(灯油式) 1台 ・トラクター(60～70ps) 1台 ・トラック(4t) 1台 ・フロントローダー 1式 ・フォレージハーベスター(牽引型) 1/4台 ・モアコンディショナー(デスク型) 1台 〈その他〉 ・既存のスタンション、パイプライン牛舎の飼養方式のままで、自己所有草地の活用による「内容充実型」の経営体 ・牛舎はスタンション対尻式40頭タイプ、育成牛舎は木モルまたはD型ハウスタイプとし、パイプラインミルクカーによる搾乳(敷料は不良乾草の活用等で対応) ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託 ・糞尿はバーンクリーナーにより舎外堆肥場に排出し、堆肥として全量還元 ・粗飼料は、簡易バンカーサイロ(防腐加工した木材使用)方式を利用したグラスサイレージと乾草を主体とする	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用	・家族により農作業の分担を決めるとともに、酪農ヘルパーの活用により定期的な休日の確保 ・農作業の労働力の軽減や低コスト化を図るため、大型農業機械の共同利用 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー

酪農 Ⅱ型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 56ha ・牧草(放牧) 4ha ・その他 1ha 経営面積計 61ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 60頭 ・育成牛 30頭 - 常時飼養頭数 90頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(550㎡) 1棟 ・育成舎(300㎡) 1棟 ・バルククーラー(4t) 1台 ・バンカーサイロ(700t) 1基 ・堆肥盤(300㎡) 1基 ・アブレストパーラー(8頭シングル) 1式 ・パドック(600㎡) 1式 ・乾草収納庫(360㎡) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 1台 ・トラック(4t) 1台 ・フロントローダー 1式 ・フローリッハーベスター(牽引型) 1/4台 ・モアコンディショナー(デスク型) 1台 〈その他〉 ・スタンション方式牛舎の修繕・改良により、フリーストール方式とアブレストパーラーによる搾乳システムを導入 ・牛舎の内部:60頭分ストールの設置、8頭シングルのアブレストパーラー(一群管理) ・牛舎の外部:コンクリートパドック、屋根付き飼槽、堆肥盤などの増設 ・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び低水分牧草サイレージ主体のTMR通年給与 ・効率的な機械利用体制と地域支援システムの活用による省力化 ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託 ・糞尿はバーンクリーナーにより舎外堆肥場に排出し、堆肥として全量還元	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用	・家族により農作業の分担を決めるとともに、酪農ヘルパーの活用により定期的な休日の確保 ・農作業の労働力の軽減や低コスト化を図るため、大型農業機械の共同利用 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー
------------------	---	---	--	--

酪農 Ⅲ型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 70ha ・牧草(放牧) 10ha ・その他 2ha - 経営面積計 82ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 80頭 ・育成牛 42頭 - 常時飼養頭数 122頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(800㎡) 1棟 ・育成舎(240㎡) 1棟 ・バルククーラー(6t) 1台 ・バンカーサイロ(1,200t) 1基 ・ラグーン(1,600㎡) 1基 ・ミキシングワゴン(7㎡) 1台 ・飼料調整棟(100㎡) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 2台 ・トラック(4t) 1台 ・フロントローダー 1式 ・ロールベアラー(芯巻き) 1台 ・デスクモア(直径 2.4) 1台 〈その他〉 ・フリーストール牛舎によるミルクィングパーラー方式で、家族労働中心の経産牛80頭、年間664トンの生産乳量を実現 ・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び低水分牧草サイレージ主体のTMR通年給与 ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託 ・糞尿は受委託によるスラリーの全面散布(3～4t/10a)で、肥料費の節減と単位収量の向上(4,000kg/10a)	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用	・家族により農作業の分担を決めるとともに、酪農ヘルパーの活用により定期的な休日の確保 ・農作業の労働力の軽減や低コスト化を図るため、大型農業機械の共同利用 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー
------------------	---	---	--	--

酪農 IV型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 90ha ・牧草(放牧) 10ha ・その他 2ha - 経営面積計 102ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 100頭 ・育成牛 52頭 - 常時飼養頭数 152頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(1,000m²) 1棟 ・育成舎(300m²) 1棟 ・バルククーラー(7t) 1台 ・バンカーサイロ(1,400t) 1基 ・ラグーン(2,000m²) 1基 ・ミキシングワゴン(8m³) 1台 ・飼料調整棟(116m²) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 3台 ・トラック(4t) 1台 ・フロントローダー 1式 ・ロールベアラー(芯巻き) 1台 ・デスクモア(直径 2.4) 1台 〈その他〉 ・フリーストール牛舎によるミルクィングパーラー方式で、家族労働中心の経産牛100頭、年間890トンの生産乳量を実現 ・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び低水分牧草サイレージ主体のTMR通年給与 ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託 ・糞尿は受委託によるスラリーの全面散布(3～4t/10a)で、肥料費の節減と単位収量の向上(4,000kg/10a)	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データの活用	・家族により農作業の分担を決めるとともに、酪農ヘルパーの活用により定期的な休日の確保 ・農作業の労働力の軽減や低コスト化を図るため、大型農業機械の共同利用 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー
-------------------	---	--	--	--

肉牛 専業 (黒毛 一貫)	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 32ha ・牧草(放牧) 6ha ・その他 2ha 経営面積計 40ha 〈飼養頭数〉 ・繁殖牛 50頭 ・育成牛等 99頭 常時飼養頭数 149頭	「省力方式で黒毛一貫生産を目指す経営」 〈機械施設設備〉 ・成牛舎(860㎡) 1棟 ・肥育育成舎(750㎡) 1棟 ・草舎(400㎡) 1棟 ・敷料舎(100㎡) 1棟 ・堆肥盤(200㎡) 1基 ・尿溜(180㎡) 1基 ・温水器(灯油式) 1台 ・トラクター(60～70ps) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・ショベルローダー(40ps級) 1台 ・ミキシングワゴン(牽引型) 1台 ・家畜計量器(デスク型) 1台 〈その他〉 ・黒毛和種の特性を最大限に発揮させる飼養管理で、低コスト肉牛生産と有利販売を実現 ・繁殖率の向上：分娩間隔12.5カ月、分娩率97.1%、6産9才更新で年中分娩、更新繁殖牛は自家更新(15カ月種付) ・肥育技術の向上：牛群の資質改良や肥育牛のグループ化によるストレス低減で効率的な肥育(26カ月令、生体698kg出荷を目標) ・ミキシングワゴンの利用により、飼料混合、給餌作業は効率的 ・畜舎消毒、疾病予防など衛生プログラムによる事故率の低減(5%未満) ・糞尿はショベルローダーにより舎外堆肥場に搬出し、堆肥として全量還元	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と、営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
------------------------	---	---	--	---

野菜 専業	〈作付面積等〉 ・だいこん 40ha ・その他 2ha 経営面積計 42ha	〈機械施設装備〉 ・トラクター(30～90ps) 2台 ・プロトキャスト(300^{リットル}) 1台 ・播種用トラクター(30ps) 1台 ・事務所(168^{m²}) 1棟 ・農用トラック(2t) 1台 ・スプレーヤ 1台 〈その他〉 ・作付面積の倍の畑を確保し、連作障害を防ぐ ・休耕地は緑肥、堆肥の施肥による地力の維持増進 ・土壌診断による適切なほ場管理	・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理	・時期に合わせた就業規則の導入 ・機械化による作業環境の改善 ・定期的な休日の確保 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・常時雇用 8人
施設園 芸野菜	〈作付面積等〉 ・養液栽培 ハウレンソウ 13a 経営面積計 13a	〈機械施設装備〉 ・ビニールハウス 2棟 ・水耕栽培施設 2式 ・養液管理システム 1式 ・保管用定温庫 1台 〈その他〉 ・培養液での栽培による連作障害の回避 ・養液管理システムによる省力化	・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理	・家族労働と雇用による作業別分担 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・臨時雇用 2人

【組織経営体】

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
酪農 V型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 140ha ・その他 3ha - 経営面積計 143ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 200頭 ・育成牛 104頭 - 常時飼養頭数 304頭 〈構成員戸数〉 ・4戸	〈機械施設設備〉 ・成牛舎(2,000㎡) 1棟 ・育成舎(600㎡) 1棟 ・搾乳舎(300㎡) 1棟 ・事務所(168㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(4,000t) 1基 ・糞尿処理施設 1式 ・分娩牛舎(300㎡) 1棟 ・飼料調整棟(200㎡) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 4台 ・トラック(4t) 2台 ・スリローリー(自走式) 1台 ・フォージハーベスター(自走式) 1台 ・タイヤショベル(40ps級) 1台 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクングパーラー方式により経産牛200頭、年間生乳生産1,780トンを実現 ・個別農家の所有地は法人に出資。近隣農家から不足分を借入 ・18頭ダブルの効率搾乳 ・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び低水分牧草サイレージ主体のTMR通年給与 ・大型自走式ローリーにより糞尿の全面散布(土壌浸食の防止と地力対策) ・収穫調整作業は自走式ハーベスター活用による班体制の組作業 ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営や乳検成績の分析、飼料設計や牛群、事務管理	・常時作業人員は6人で2人は休日(月に5日間、年間61日)を取得する体制と、構成員同士の話し合いによって連続休暇の実施 ・定期的な休日により家庭菜園や花壇作り、家族旅行など充実した農村生活 ・社会保障の充実:労働保険、年金、退職金制度の創設 〈労働力〉 ・主たる従事者 4人 ・補助従事者 4人 ・ヘルパー

酪農 VI型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 280ha ・その他 3ha - 経営面積計 283ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 400頭 ・育成牛 208頭 - 常時飼養頭数 608頭 〈構成員戸数〉 ・6戸	〈機械施設設備〉 ・成牛舎(4,000㎡) 1棟 ・育成舎(1,200㎡) 1棟 ・搾乳舎(400㎡) 1棟 ・事務所(200㎡) 1棟 ・バンカーサイロ(8,000t) 1基 ・糞尿処理施設 1式 ・分娩牛舎(500㎡) 1棟 ・飼料調整棟(300㎡) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 4台 ・トラック(4t) 2台 ・スリローリー(自走式) 1台 ・フォレージハーベスター(自走式) 1台 ・タイヤショベル(40ps級) 1台 〈その他〉 ・フリーストール、ミルクングパーラー方式により経産牛400頭、年間生乳生産3,560トンを実現 ・個別農家の所有地は法人に出資。近隣農家から不足分を借入 ・18頭ダブルの効率搾乳 ・粗飼料自給率向上のために土地利用面積を増加させ、良質乾草及び低水分牧草サイレージ主体のTMR通年給与 ・大型自走式ローリーにより糞尿の全面散布(土壌浸食の防止と地力対策) ・収穫調整作業は自走式ハーベスター活用による班体制の組作業 ・育成牛は5～10月の間、村営牧野、農協牧野へ預託	・青色申告の実施 ・パソコンによる経営や乳検成績の分析、飼料設計や牛群、事務管理	・常時作業人員は10人で2人は休日(月に5日間、年間61日)を取得する体制と、構成員同士の話し合いによって連続休暇の実施 ・定期的な休日により家庭菜園や花壇作り、家族旅行など充実した農村生活 ・社会保障の充実:労働保険、年金、退職金制度の創設 〈労働力〉 ・主たる従事者 6人 ・補助従事者 6人 ・ヘルパー
-------------------	--	---	---	---

製造Ⅰ	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 400ha ・その他 80ha 経営面積計 480ha 〈販売量〉 乳牛 350頭分 ・成牛 10,000 t ・育成牛 1,000 t 〈構成員戸数〉 ・3戸	〈機械施設設備〉 ・バンガーサイロ 10棟 ・原料保管庫 1棟 ・機械庫 1棟 〈その他〉 ・収穫機械個人所有の集約化 ・廃業資料、資材等の共同購入によるコスト低減	・会計事務所による経営管理 ・粗飼料製造コストの原価計算、分析	・TMR製造作業別分担制 〈労働力〉 ・主たる従事者 4人 ・補助従事者 3人
製造Ⅱ	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 500ha ・その他 150ha 経営面積計 650ha 〈販売量〉 乳牛 1,200頭分 ・成牛 12,000 t ・育成牛 4,000 t 〈構成員戸数〉 ・7戸	〈機械施設設備〉 ・バンガーサイロ 24棟 ・原料保管庫 1棟 ・機械庫 1棟 〈その他〉 ・収穫機械個人所有の集約化 ・廃業資料、資材等の共同購入によるコスト低減	・会計事務所による経営管理 ・粗飼料製造コストの原価計算、分析	・TMR製造作業別分担制 〈労働力〉 ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 2人

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示したような目標を可能とする効率的、かつ安定的な農業経営の指標として、現に本村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本村における主要な営農類型は、第2で定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
酪農 IV型	〈作付面積等〉 ・牧草(採草) 90ha ・牧草(放牧) 10ha ・その他 2ha 経営面積計 102ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 100頭 ・育成牛 52頭 常時飼養頭数 152頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(1,000㎡) 1棟 ・育成舎(300㎡) 1棟 ・バルククーラー(7t) 1台 ・バンカーサイロ(1,400t) 1基 ・ラグーン(2,000㎡) 1基 ・ミキシングワゴン(8m3) 1台 ・飼料調整棟(116㎡) 1棟 ・トラクター(60～70ps) 3台 ・トラック(4t) 1台 ・フロントローダー 1式 ・ロールベアラー(芯巻き) 1台 ・デスクモア(直径 2.4) 1台 〈その他〉 ・フリーストール牛舎によるミルク キングパーラー方式で、家族労働 中心の経産牛100頭、年間890トン の生産乳量を実現 ・粗飼料自給率向上のために土地 利用面積を増加させ、良質乾草及 び低水分牧草サイレージ主体の TMR通年給与 ・育成牛は5～10月の間、村営牧 野、農協牧野へ預託 ・糞尿は受委託によるスラリーの 全面散布(3～4t/10a)で、肥 料費の節減と単位収量の向上	・経営管理の方法 として簿記記 帳の実施と営 農計画並びに 組勘制度によ る収支管理 ・青色申告の実施 ・乳牛検定データ の活用	・家族により農作 業の分担を決め るとともに、酪 農ヘルパーの活 用により定期的 な休日の確保 ・農作業の労働力 の軽減や低コス ト化を図るた め、大型農業機 械の共同利用 〈労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・ヘルパー

		(4,000kg/10a)		
羊乳加工	〈作付面積等〉 ・牧草(放牧) 30ha 経営面積計 30ha 〈飼養頭数〉 ・羊 36頭 常時飼養頭数 36頭	〈機械施設設備〉 ・搾乳舎兼牛舎(120㎡) 1棟 ・加工施設(60㎡) 1棟 ・モービルミルクカー 1台 ・倉庫(200㎡) 1棟 ・トラック(2t) 1台	・経営管理の方法として簿記記帳の実施と、営農計画並びに組勘制度による収支管理 ・青色申告の実施	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 2人

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

鶴居村は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本村の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 鶴居村が主体的に行う取組

本村は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等の斡旋・確保、資金調

達のサポートを行う。

本村は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップは行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本村は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の斡旋・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・斡旋等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、鶴居村認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

- ### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供
- 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本村の区域内において後継者がいない場合は、道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会

を定期的開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本村の農業の持続的な発展を図るため、第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備 考
概ね95%	

又、効率的かつ安定的な農業経営における農地の面的集積の割合が高まるよう努める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

鶴居村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形で農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、鶴居村農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい振興などの特徴を十分に踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農

地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における主要作物である牧草の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本村の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、鶴居村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本村は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同委員会・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

鶴居村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2) に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を鶴居村に提出して、農用地利用規程について鶴居村の認定を受けることができる。

②鶴居村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 鶴居村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を鶴居村公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用

地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③鶴居村は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規定は、認定計画とみなす。

（7）農用地利用規程の特例

①（5）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認められたときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、（6）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

- ③鶴居村は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を鶴居村公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、鶴居村に意見書を提出することができる。
- ④鶴居村は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、鶴居村は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けたには、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ①(5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、鶴居村の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。
- ②認定団体は、①のただし書きの場合(農林水産省令施行規則第22条で定める軽微な変

更を使用とする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を鶴居村に届け出るものとする。

③鶴居村は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④(5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

①認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

②①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

①鶴居村は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

②鶴居村は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

鶴居村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 地域計画

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

鶴居村は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 村は、中山間地域等直接支払制度（平成 22 年度～）の活用により農業者並びに農地の確保を図り、この事業により安定的な経営の継続に資するよう努める。
- イ 国営及び道営等の各種基盤整備事業も積極的に活用し、生産性の高い土地基盤を作るよう推進していく。
- ウ 交換分合事業を利用して農地の集団化を図り効率的かつ安定的な農業経営が出来るよう努めるものとする。
- エ 大型経営を目指す農業者の労働力の軽減や投資の節減等を図るためにフリーストール・ミルキングパーラー等の導入を積極的に推進し、望ましい農業経営の育成に

資するよう努める。

オ 村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

鶴居村は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、鶴居村は、このような協力の推進に配慮する。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 鶴居村は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 鶴居村、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、令和7年7月24日から施行する。